

教育向け Zoom の利用資格

営利を目的としない 学校法人で、総務省の「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）での、中分類(81)「学校教育」の内の、幼稚園(811)、小学校(812)、中学校(813)、高等学校/中等教育学校(814)、特別支援学校(815)、高等教育機関（大学、短大、高専）(816)に該当する教育機関

利用目的：

生徒や学生に対する教育目的であること。具体的にはいずれも生徒や学生が含まれる授業や学校行事の配信、講演配信などの利用があること。なお、上記機関であっても職員同士での利用「しか」ない場合は適応対象外です。(ただし生徒に対する教育利用もあり、また職員同士のみのミーティングもあるといった併用の場合は適応範囲です)